

殿下地区社会福祉協議会規約

(名称および事務所)

第1条 本会は殿下地区社会福祉協議会といい事務所を殿下公民館内におく。

(目的および事業)

第2条 本会は健康で文化的な生活を営むことができるように、住民が相協力して、地域、全体の福祉を増進し、明るい豊かな町づくりに貢献することを目的とする。

第3条 前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 住民の福祉に関する総合計画の樹立および調査の実施
- (2) 地区ぐるみの福祉活動に対する住民の理解と関心を高めるための啓発宣伝
- (3) 住民福祉の増進を目的とする事業の連絡調整および育成指導
- (4) 民生児童委員、保護司等の社会福祉協力者および社会福祉奉仕者の連絡並びに活動助成
- (5) 住民福祉に関する団体の連絡調整および活動助成
- (6) 住民福祉に関する各種法外援護
- (7) 共同募金運動の推進運動
- (8) 他の社会福祉協議会との連絡提携
- (9) 市衛生機関との連絡提携
- (10) その他の目的達成に必要な事項

(組 織)

第4条 本会は、殿下地区内居住の全住民（世帯主）をもって組織する。

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

会 長	1 名	学識経験者
副 会 長	2 名	
理 事	若干名	自治会連合会長・公民館長職にあるもの及び民生児童委員代表・福祉関係団体長とする
監 事	2 名	内 1 名は自治会連合会副会長
庶務、会計	1 名	

第6条 会長、副会長、監事は代議員会において選任する。

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、会務を監査する。
- 4 庶務、会計は会長の命を受け庶務および会計の事務を処理する。

第8条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了であっても、後任者が就任するまではその職務を行なう。
- 4 団体、その他の代表者または、公務員である故をもって役員になったものの任期はその残任期間とする。

第9条 本会は、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は重要な事項につき、会長の諮問にこたえる。

(代 議 員)

第 10 条 代議員は各自治会長を充てる。

(会 議)

第 11 条 会議は、代議員会、理事会の 2 種とする。

2 会議は会長が召集し、その議長となる。

第 12 条 代議員会は毎年一回これを開く。

2 理事会は、必要に応じ随時開く。

第 13 条 会議は、半数以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 可否が同数の時は、議長の決するところによる。

第 14 条 代議員会において行なう事項は次のとおりである。

- (1) 庶務に関する事項
- (2) 事業計画
- (3) 規約の変更
- (4) 予算決算に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

第 15 条 理事会において行なう事項は、次のとおりである。

- (1) 年度事業計画
- (2) 代議員会に付議する事項
- (3) 諸規定の改廃に関する事項
- (4) その他必要と認める事項

(会 計)

第 16 条 本会の会計は、会費、寄付金品、補助金および共同募金配分金、その他の収入をもってこれにあてる。

第 17 条 本会は、特別会計を設けることができる。

第 18 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終る。

(附 則)

1、この規約に必要な規定は理事会の議決を経て会長が定める。

2、この規約は昭和 48 年 9 月 1 日から施行する。

昭和 53 年 6 月 7 日改正 (第 5 条 役員の監事定数 2 名を 3 名とする)

平成 2 年 4 月 16 日改正 (代議員) 第 15 条を 10 条にもっていく)

平成 9 年 5 月 12 日改正 (第 5 条 役員の副会長 1 名を 2 名とする)

平成 17 年 4 月 26 日改正 (第 5 条に庶務、会計 1 名を加える)

〃

(第 7 条に 4、庶務、会計は会長の命を受け庶務および
会計の事務を処理する。を加える)

平成 19 年 4 月 30 日改正 (第 5 条 理事、各種団体長の職にある者および民生児童委員、保護司を
自治会連合会長・公民館長職にあるもの及び民生児童委員代表・福祉関係団体長とする)

平成 21 年 4 月 30 日改正 (第 5 条 監事 3 名を 2 名とする)

平成 23 年 4 月 28 日改正 (第 5 条 会長、監事の選考基準の一部改正。
(会長は自治会連合会長・公民館長・民生児童委員を削除する)
(監事 2 名の 内 1 名は自治会連合会副会長とする)
(第 7 条 監事の職務・会計を削除し、会務と改める。)